

共通構造部（多仕様自動車）型式指定自動車に係る新規検査等への対応について

1. 経緯

国土交通省は平成 27 年 6 月、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）において、特定共通構造部の型式指定（以下「共通構造部型式指定」という。）に係る制度を新設し、平成 28 年 6 月には、当該制度の取扱を定めた共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領を定めたところです。

独立行政法人自動車技術総合機構はこれを受けて、平成 28 年 10 月に審査事務規程を一部改正し、新規検査等における審査方法の明確化や全国統一的な対応、現車審査時における審査の効率化等を図るため、申請時に提出又は提示する書面を規定しました。

一方、現在運用されている新型自動車届出制度は、大型特殊自動車を除いて令和 3 年 4 月以降廃止となり、共通構造部型式指定制度が本格運用されることとなるため、共通構造部型式指定を受け、完成車として新規検査等で提示された場合は、当該自動車に備えられた構造・装置が、共通構造部型式指定を受けた構造・装置であるか否かを判断し、共通構造部型式指定を受けていない構造・装置に対して確実に審査を実施する必要があります。

このような課題等に対応するべく、新規検査等の審査方法について適切な運用を図り、确实、かつ、効率的な審査を実施できるよう、審査事務規程の一部を改正し、提出書面等の明確化を行うこととします。

2. 改正概要

(1) 新規検査等の提出書面における添付資料の追加

新規検査等において提出が必要となる書面については、次の提出書面一覧のとおり、審査事務規程において統一的に定めています。

今般、共通構造部型式指定制度が本格運用されることに伴い、基準適合性の判断を的確に実施するため、提出を求める書面を追加します。

【新規検査時提出書面一覧】

新規検査等届出書	
添 付 資 料	自動車を特定する書面
	諸元表又は車両諸元要目表
	「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式*（注 1）
	外観図
	重量分布計算に関する書面

最大安定傾斜角度の適合性を証する書面
最小回転半径の適合性を証する書面
連結車両総重量及び牽引重量計算書
施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）
施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）
技術基準等への適合性を証する書面
特種用途自動車の構造要件に関する書面
細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」適合確認書*（注 1）
「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面
連結検討書（第 3 号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」
改造自動車審査結果通知書
その他書面

（注 1）*印の書面は、今般の改正で追加となる書面。

（注 2）添付資料のうち、基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には提出を省略することができる。

（2）新規検査等の事前提出書面審査対象技術基準等の追加

共通構造部型式指定を受けた自動車等から構造・装置及び性能を変更し又は架装を行ったことにより当該装置等に係る保安基準（技術基準等が定められている部分に限る。）の適合性について書面による審査が必要な自動車については、新規検査等に先立って、受検予定の検査部・事務所において申請者から必要な書面の提出を受け、事前に提出書面審査を実施することとしています。灯火器等の取付位置等を変更した場合に、(1)のとおり道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」（以下「別添 52 技術基準」という。）への適合性を確認する書面を追加します。なお、検査当日の申請者利便性の向上と検査業務の効率化を図るため、新規検査等は提出書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施します。

【今般追加する細目告示別添 52 技術基準の例】

保安基準	審査事務規程	技術基準等 （細目告示別添及び協定規則）	
第32条 前照灯等	6-62、7-62 走行用前照灯	細目告示別添 52	灯火器等の取付装置
	6-63、7-63	細目告示別添	灯火器等の取付装置

	すれ違い用前照灯	52	
	6-64、7-64 配光可変型前照灯	細目告示別添 52	灯火器等の取付装置
	6-65、7-65 前照灯照射方向調節装置	細目告示別添 52	灯火器等の技術基準
第33条 前部霧灯	6-67、7-67 前部霧灯	細目告示別添 52	灯火器等の取付装置
	6-68、7-68 前部霧灯照射方向調節装置	細目告示別添 52	灯火器等の取付装置

(3) 新規検査等における事前提出書面審査の免除

細目告示別添 52 技術基準への適合性を確認できる検査能力を有している者として機構が指定した者が細目告示別添 52 技術基準への適合性を確認した場合、細目告示別添 52 技術基準に係る事前提出書面審査を免除し、当日書面審査を可能とします。

3. 今後のスケジュール

改 正 : 令和2年11月中旬(予定)

施 行 : 令和3年1月1日(予定)